

# 福岡県公報

平成25年1月25日  
第3465号

## 目次

### 告示(第77号-第115号)

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …………… 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 4
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) …………… 7
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) …………… 7
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 9
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 9
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 9
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 10
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 10
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 11
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 11
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 11
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) …………… 12
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 12
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 12
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 13
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 13
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 14
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 14
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 14
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 14
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 15
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 15
- 公 告**
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 15
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) …………… 16
- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更

(漁業管理課) ……………16

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) ……………18

**選挙管理委員会**

○海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選

挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………19

**収用委員会**

○土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) ……………19

**正 誤**

○土地改良区の役員の就任及び退任(平成24年5月福岡県告示第869号) 中正誤 ……………20

**告 示**

**福岡県告示第77号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ちくし台5丁目-3	春日市ちくし台5丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
ちくし台5丁目-2	春日市ちくし台5丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
ちくし台5丁目-1	春日市ちくし台5丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
春日	春日市ちくし台5丁目(別紙図面4に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を春日市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第78号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ちくし台5丁目-3	春日市ちくし台5丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
ちくし台5丁目-2	春日市ちくし台5丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
ちくし台5丁目-1	春日市ちくし台5丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
春日	春日市ちくし台5丁目(別紙図面4に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を春日市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第79号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日

88	柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所 社団法人福岡県建築士会柳川支部	柳川市三橋町今古賀8-1 福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所	平成25年 1月31日
----	---	--------------------------------	----------------

## 福岡県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
筑紫地介10	ごう脳神経外科クリニック	筑紫郡那珂川町大字山田1150-1	H 25・1・4	通り・予通り
宮介27	宮田病院附属山桜クリニック	宮若市本城723	H 24・12・1	通り・予通り
春介歯85	エース歯科	春日市大谷8丁目106	H 24・7・1	居管・予居管
大居219	ヘルパーステーションひより	大牟田市諏訪町1丁目220	H 24・12・1	訪介・予訪介
直居112	くらの里家デイサービスセンター	直方市須崎町6-3	H 24・12・1	通介・予通介
直居113	くらの里家	直方市須崎町6-3	H 24・12・1	特生・予特生
飯支91	末永病院ケアプラザサービス	飯塚市幸袋120-2	H 24・12・1	居支
中居73	いやしの里ほなみ	中間市大辻町2-13	H 24・12・1	通介・予通介

大野居70	デイサービスうぶすな	大野城市つつじヶ丘1丁目1-7	H 24・11・1	通介・予通介
筑紫地支8	ケアプランセンター錬	筑紫郡那珂川町大字山田1150-1	H 25・1・1	居支
粕居130	デイサービスセンター・グレース	糟屋郡志免町別府北4丁目1-38	H 25・1・1	通介・予通介
南筑後居9	舞風台訪問リハビリテーション	八女郡広川町大字水原1498	H 24・12・1	訪リ・予訪リ
田川居280	えひこデイサービス	田川郡大任町大字大行事1630	H 24・12・1	通介・予通介
柳居57	グループホーム桜の木デイサービス	柳川市矢加部230-4	H 24・12・1	認通・予認通
筑紫地居39	グリーンコープ小規模多機能ホーム那珂川・和（のどか）	筑紫郡那珂川町片縄北3丁目16-18	H 25・1・1	小居・予小居
像介療1	摩利支病院	宗像市東郷6丁目2-10	H 24・10・1	訪看・訪リ・通り・居管・短療・療養・予訪看・予訪リ・予通り・予居管
大川介薬21	東町調剤薬局	大川市大字榎津246-6	H 24・11・1	居管・予居管

## 福岡県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
古介52	やまびこ診療所	加野クリニック	古賀市花見南1丁目2-15	H 25・1・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
古介52	加野クリニック	古賀市花見南2丁目11-1	古賀市花見南1丁目2-15	H 25・1・1
春居49	訪問看護ステーションあおいそら	春日市紅葉ヶ丘東1丁目86	春日市紅葉ヶ丘東3丁目1	H 24・8・27

## 福岡県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
直介85	青見内科医院通所リハビリテーション	直方市大字上新入 2490 - 7	H 24・12・31
中介3	石松内科医院	中間市中間3丁目2-1	H 24・12・31
粕介歯37	スマイル歯科	糟屋郡粕屋町大字仲原 2911 - 1	H 24・12・31
粕居95	訪問看護ステーションあかり	糟屋郡志免町片峰中央4丁目2-3-301	H 24・12・31

像居31	デイサービスまりし	宗像市東郷6丁目2-10	H 24・9・30
筑紫地支4	ケアプランセンター和	筑紫郡那珂川町西隈1丁目19-10	H 24・12・31
筑紫地居21	グリーンコープ小規模多機能ホーム那珂川・和（のどか）	筑紫郡那珂川町片縄北3丁目16-18	H 24・3・31

## 福岡県告示第83号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、新宮町沖田土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 退任した理事

氏名	住所
森 長 俊	糟屋郡新宮町大字上府1105番地

## 福岡県告示第84号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日  
平成24年12月23日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
N P O 法人ポポロ
  - 代表者の氏名

島 克子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字田原2306-1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者や高齢者など社会的弱者のすべての人たちに対して、安心・安全・快適に暮らせる地域社会にするため、さまざまな福祉に関する事業を行い、障がい児・者や高齢者の人たちなどのよりよい生活の支援に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第85号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子育て支援機構

(2) 代表者の氏名

青柳 幸枝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字下新入33番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後および休校日における保育を必要とする児童に対して、健全な生活・遊技の場を提供するとともに、保育内容の充実および発展を目的とする事業を行い、また、学童保育の施設・設備の整備と保育内容の向上を行政に働きかけることにより、子ども達の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援し、

豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第86号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字井牟田3559番38

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

春日市宝町四丁目33-2

一建設株式会社福岡営業所

代表取締役 堀口 忠美

#### 福岡県告示第87号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字山田字丁ノ坪712番4及び712番9から712番15まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号

第一ホーム株式会社

代表取締役 志垣 眞澄

#### 福岡県告示第88号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年1月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ須恵店  
(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石字西原253番6

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
ナチュラル株式会社	福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年9月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,181平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北西側	44

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北東側	24

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側(荷さばき施設 No. 1)	49.5
建物南東側(荷さばき施設 No. 2)	31.5
合計	81.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南東側	8.87

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ナチュラル株式会社	24時間営業	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地北側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

福岡県告示第89号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ギフトッド

## (2) 代表者の氏名

石川 博子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町西隈2丁目4番14号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、全ての子ども達の個性、人権、人格を尊ぶ社会を目指し、不登校、引きこもり、いじめ、発達障害、発達凸凹、問題行動、虐待、非行等の子ども達を取り巻く様々な問題、又、社会的課題に対して、フリースクール事業、保護者の意識改革事業、農業体験、自然体験、食育運営事業、問題解決の為の環境整備に関する事業を行い、子ども達が自信と礼節を持って自律、社会参加出来る様、子ども達の健全育成、保護者支援、教育機関との連携、及び、地域社会に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第90号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成25年1月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人コネクト九州

## (2) 代表者の氏名

手島 真実

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町片縄8丁目33番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の力を活かした、地域の課題の解決や新たな雇用の場の創出、地域経済の活性化のため、自らが主体となって活動を行うとともに、地域のための事業や活動に取り組む人々や団体等を相互に結び、より積極的かつ継続的な活動へと繋げるためのネットワーク作りと支援活動を行い、社会全般や地域が抱える様々な課題を、人々が自発的かつ自立的に解決を図る、活力あふれる地域共同体の育成と地域経済の活性化に貢献することを目指します。

**福岡県告示第91号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成25年1月15日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
みやま市山川町立山 (山川地区日当川・赤山換地区)	換地計画書の写し	平成25年1月25日から 平成25年2月25日まで	みやま市役所 山川支所

**福岡県告示第92号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成25年1月15日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
みやま市山川町立山 (山川地区西潟・屋敷換地区)	換地計画書の写し	平成25年1月25日から 平成25年2月25日まで	みやま市役所 山川支所

**福岡県告示第93号**

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
高田 光輝	久留米市大橋町常持377番地1

## 2 就任理事

氏名	住所
古賀 喜己	久留米市大橋町常持236番地4

**福岡県告示第94号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ミスターマックス飯塚花瀬店
- 所在地 福岡県飯塚市大字横田字横川573-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**福岡県告示第95号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ミスターマックス飯塚花瀬店
- 所在地 福岡県飯塚市大字横田字横川573-1ほか

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
- 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
- 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
意見なし
- 防災・防犯対策への協力  
意見なし
- 騒音の発生に係る事項  
営業時間が早くなることに伴い、周辺住民から苦情を受けた場合は、適切な対応を取ってください。
- 廃棄物に係る事項等  
生ごみの保管について、有害鳥獣（カラス等）のエサ場とならないようにしてください。
- 街並みづくり等への配慮等  
意見なし
- その他  
未就学児童がいる従業員の勤務要件や就労時間等には特別な配慮をお願いします。  
農業用車両通行、井堰操作等に支障が出ないように、配慮をお願いします。

**福岡県告示第96号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ハローデイ柏の森店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市柏の森147-4ほか

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第97号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ハローデイ柏の森店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市柏の森147-4ほか

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第98号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- |            |         |        |
|------------|---------|--------|
| 大川都市計画道路事業 | 3・3・10号 | 堤上野線   |
| 大川都市計画道路事業 | 3・4・2号  | 小保酒見線  |
| 大川都市計画道路事業 | 3・5・3号  | 若津新茶屋線 |
| 大川都市計画道路事業 | 3・6・7号  | 小保若津港線 |

## 2 施行者の名称

福岡県

## 3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号  
南筑後県土整備事務所 大牟田市小浜町24番1

## 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

## 5 事業施行期間

自 平成16年3月8日  
至 平成29年3月31日

**福岡県告示第99号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年1月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人青い地球福岡

(2) 代表者の氏名

竹田 利雄

(3) 主たる事務所の所在地

(変更前)

福岡県福岡市博多区博多駅南3丁目15番30号

(変更後)

福岡県筑紫野市大字天山669番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球環境問題に対し、環境への保全上の支障を防止し、環境の改善を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第100号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年1月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人マインドリカバー

(2) 代表者の氏名

水戸 正樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡宇美町宇美1丁目4番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業ならびに、介護保険法に基づく事業の実施で高齢者への介護支援を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第101号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市長野字駒ノ頭364の2、364の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川帆柱980の9から980の11まで、1540の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 福岡県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑紫生152	医療法人飯野内科	筑紫野市二日市中央4丁目14-23	H 23・7・1
八女生134	社会医療法人天神会 迎春診療所	八女市立花町上辺春 1080 番地	H 25・1・1

筑生99	医療法人やまなクリニック	筑後市大字蔵数 1055 - 1	H 24・12・1
宰生歯44	やました歯科医院	太宰府市大佐野6丁目2-21	H 24・12・1
田生歯88	医療法人こぐま会 たけ歯科こども歯科	田川市大字弓削田 1740	H 24・12・1
北筑後生薬1	あさくら薬局	朝倉郡筑前町二 192 - 1	H 24・11・1
大生薬176	株式会社めぐみ薬局黄金町店	大牟田市黄金町1丁目322番地	H 25・1・1
大野生訪7	みかさの里訪問看護事業所	大野城市山田1丁目10-1	H 24・11・1

### 福岡県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大生96	野母産婦人科医院	大牟田市東新町1丁目1-4	H 24・12・1

#### 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
春生111	さかい耳鼻咽喉科医院	春日市下白水南3丁目15	H 23・9・30

筑紫生143	飯野内科	筑紫野市二日市中央4丁目14番23号	H 23・6・30
筑生85	やまなクリニック	筑後市大字蔵数1055-1	H 24・11・30
嘉麻生8	いわみ眼科	嘉麻市鴨生赤間17-1	H 24・1・20
田生菌78	たけ歯科こども歯科	田川市弓削田1740	H 24・11・30

### 福岡県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
福津生菌24	花見ヶ丘歯科	福津市花見が丘2丁目15-1	H 24・12・31

### 福岡県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生146	飛嶽内科医院	糟屋郡宇美町大字宇美測ヶ元1715-3	糟屋郡宇美町宇美東2丁目6番10号	H 16・10・9
粕生268	医療法人おかべ小児科クリニック	糟屋郡宇美町大字宇美字音楽4418番3	糟屋郡宇美町光正寺1丁目1-18	H 24・12・5
豊生菌21	中野歯科医院	豊前市大字八屋1895-3	豊前市大字赤熊1420-1	H 24・12・3
宰生薬30	株式会社大賀薬局太宰府病院前店	太宰府市五条4丁目5-50	太宰府市五条3丁目2-20	H 24・12・1
春生訪3	訪問看護ステーションあおいそら	春日市紅葉ヶ丘東1丁目86番地	春日市紅葉ヶ丘東3丁目1番地	H 24・8・27

### 福岡県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑生マ229	梅崎 誠（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野201-11	H 24・12・12
筑紫生マ31	柿山 義治（訪問マッサージ よつ葉）	筑紫野市原田7丁目2-6 C-101号	H 24・12・1
筑紫生マ32	樋口 幸子（訪問マッサージ よつ葉）	筑紫野市原田7丁目2-6 C-101号	H 24・12・1
直生柔27	廣谷 男也（STREXZEN和整骨院直方院）	直方市古町17-2	H 24・12・28

直生柔28	大塚 彰久 (STREXZEN和整骨院直方院)	直方市古町 17 - 2	H 24・12・28
直生柔29	上野 寛志 (STREXZEN和整骨院直方院)	直方市古町 17 - 2	H 24・12・28
古生柔26	島 大策 (和整骨院)	古賀市天神 1丁目 5 - 12	H 24・12・3
福津生柔17	松永 賢人 (東福岡駅前マッサージ院・整骨院)	福津市若木台 1丁目 19 - 1 コーポラス東福岡	H 25・1・1
嘉麻生柔15	松隈 博文 (稲築整骨院)	嘉麻市鴨生 540	H 25・1・7
粕生柔78	飯田 義章 (長者堂整骨院)	糟屋郡粕屋町大字長者原 280 - 2	H 25・1・1
粕生柔79	増田 竜丈 (長者堂整骨院)	糟屋郡粕屋町大字長者原 280 - 2	H 25・1・1
粕生柔80	土谷 隆大 (志免彩整骨院)	糟屋郡志免町南里 1丁目 1 - 17	H 25・1・1
粕生柔81	北野 浩平 (志免彩整骨院)	糟屋郡志免町南里 1丁目 1 - 17	H 25・1・1

## 福岡県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大生柔58	小柳 賢也 (ひめしま整骨院)	大牟田市姫島町 37 - 4	H 25・1・1

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑生マ226	横山 貢三 (ふくろう鍼灸治療院)	筑後市大字熊野 201 - 11	H 24・12・12
筑紫生マ29	樋口 幸子 (よつば整骨院 レイス治療院)	筑紫野市原田 7丁目 2 - 7	H 24・12・1
筑紫生マ30	渡邊 秀樹 (よつば整骨院 レイス治療院)	筑紫野市原田 7丁目 2 - 7	H 24・12・1
糸島地生柔45	井手 和広 (整骨院悠々)	糸島市志摩津和崎 29 - 1 イオンスーパーセンター志摩内	H 24・8・1
粕生柔23	しんばる整骨院	糟屋郡須恵町大字新原 424 - 6 向原コーポ 102号	H 24・12・31
粕生柔44	原 年弘 (志免彩整骨院)	糟屋郡志免町南里 1丁目 1 - 17	H 24・12・31
粕生柔45	長谷川 典子 (志免彩整骨院)	糟屋郡志免町南里 1丁目 1 - 17	H 24・12・31
粕生柔61	坂本 公則 (長者堂整骨院)	糟屋郡粕屋町大字長者原 280 - 2	H 24・12・31
田川生柔20	飯田直祐 (よねだ鍼灸整骨院)	田川郡添田町大字庄 952 - 2	H 24・11・17

## 福岡県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯生柔16	命泉堂整骨院	柳原 隆一 (命泉堂鍼灸整骨院)	飯塚市中 1138 - 2	H 24・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生柔16	柳原 隆一 (命泉堂鍼灸整骨院)	飯塚市横田 864 - 5	飯塚市中 1138 - 2	H 24・12・1

**福岡県告示第110号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般国道	386号	前	朝倉市杷木穂坂7番1先から 朝倉市杷木林田1611番2先まで	11.4 ～ 19.4	80.0
			後	朝倉市杷木穂坂7番1先から 朝倉市杷木林田1611番2先まで	11.4 ～ 31.2	

**福岡県告示第111号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 早 良 線 大野城	前	糸島市川原31番1先から 糸島市川原19番2先まで	19.0 ～ 47.0	190.0
			後	糸島市川原31番1先から 糸島市川原19番2先まで	24.0 ～ 50.0	

**福岡県告示第112号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年1月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	福 岡 早 良 線 大野城	糸島市川原31番1先から 糸島市川原19番2先まで

**福岡県告示第113号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町東隈上309番5先から うきは市浮羽町高見1719番3先まで	9.1 ～ 10.9	33.0
			後	うきは市浮羽町東隈上309番5先から うきは市浮羽町高見1719番3先まで	10.9 ～ 12.5	

**福岡県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年1月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八香女春線	うきは市浮羽町東隈上309番5先から うきは市浮羽町高見1719番3先まで

**福岡県告示第115号**

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（丸山地区）	平成23年12月20日

農業用ため池整備事業（蔵敷地区）	平成24年6月6日
農業用ため池整備事業（河原地区）	平成24年5月11日
農業用排水施設整備事業（安武地区）	平成23年12月16日

**公 告****公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日  
平成25年1月10日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
向井建設	京都郡みやこ町勝山浦河内747-1	向井 勲	平成24年4月26日 福岡県知事許可（般-24） 第101788号

- 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

## (2) 停止期間

平成25年1月24日から平成25年2月21日までの29日間

## 4 処分の原因となった事実

向井建設は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、監理技術者を設置せず、施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 処分をした年月日

平成25年1月10日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 ナンバ開発	福岡県行橋市行事 6-5-38	難波 直紀	なし

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

## (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業の全部

## (2) 停止期間

平成25年1月24日から平成25年1月26日までの3日間

## 4 処分の原因となった事実

株式会社ナンバ開発は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受

けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

## 公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成24年12月27日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成24年1月20日福岡県公報第3352号公告）の全部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、平成22年の海面漁業生産量は4万7千トン、海面漁業生産額は約179億円の漁獲実績を挙げている。また、水産物加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくため、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県海域は、対馬暖流の影響を受ける外海性の筑前海、干満差が大きく河川の影響を受ける内湾性の有明海、干満差が大きく伊予灘や関門海峡から外海水の影響を受ける内海性の豊前海からなり、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等

、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先資源を主体として多くの成果を得たところであるが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国が定めた基本計画により決定された第1種海洋生物資源についての漁獲可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

また、資源が低位又は悪化の傾向にある海洋生物資源については当該資源を回復させるために、福岡県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進し、国が定めた基本計画により決定された第2種海洋生物資源種の漁獲努力可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等実行措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源に係る採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。

当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、福岡県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の維持・存続を図り、今後とも安定的な漁業生産を継続するため、より一層資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進とする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
-------------	------------	----

まあじ	平成25年1月～12月	若干
まいわし	平成25年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成24年7月～平成25年6月	若干(注1)
するめいか	平成25年1月～12月	若干

(注1) 平成25年7月以降については、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量のうち、採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。なお、海域別及び期間別数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

平成25年		
第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量
まあじ	中型まき網漁業	若干
	敷網漁業	若干

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として許可隻数は現状どおりとするとともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、必要に応じて協定制度等の普及・定着を図ることとする。

【まいわし】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするとともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

混獲されるするめいかについては、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

平成25年				
第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	9月1日から12月31日まで	1,440
まこがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	1月1日から2月10日まで	2,130

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号)第1条第6号に規定するさわら流し網漁業をいう。

小型機船底びき網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第1条第2号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

6 第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

平成25年				
-------	--	--	--	--

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業	豊前海	9月1日から12月31日まで	1,440
まこがれい	小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種えびこぎ網漁業及び第3種けた網漁業	周防灘	1月1日から2月10日まで	2,130

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関して実施すべき施策に関する事項

【さわら】

豊前海のさわら資源の回復を図るために、福岡県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

【まこがれい】

豊前海のまこがれい資源の回復を図るために、福岡県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)

第15条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成25年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社岩松

(2) 所在地

長崎県西海市西海町木場郷480番地1

(3) 代表者

代表取締役 岩本 勘一郎

2 行政処分の内容

産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し

3 処分の年月日

平成24年12月25日

4 処分の理由

事業者が、平成20年7月22日付で長崎地方裁判所佐世保支部より破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第15条の3第1項第1号の規定に該当するに至ったため

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成24年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年1月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	341
筑前海区	1,129
福岡県有明海区	984

## 収用委員会

### 福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年1月25日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡都市計画道路事業3・3・36号和白新宮線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔( )は公簿地積〕
福岡県福岡市東区塩浜一丁目	191番1	宅地	488.06(488.06)平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積397.40平方メートル

4 土地所有者の氏名及び住所

萩原章子

千葉県船橋市山野町63番地1ライオンズマンション西船橋駅前1105号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

福岡市東部農業協同組合

福岡市東区筥松二丁目19番16号

根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成25年1月11日

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
24・5・18	3395	告示	869	5		○		表中	朝倉市入地1681番地3	朝倉市入地1681番地3宮野 <sup>●●●</sup> 1100
				6	○			表中	星野 <sup>○</sup> 恒 <sup>○</sup> 道	星野 <sup>●●●</sup> 須賀美
				6	○			表中	須川 <sup>○</sup> 1743番地	須川 <sup>●</sup> 1757番地